

平成22年度に係る行政監査の結果に対する措置状況

第1 監査の結果の報告

平成22年度に係る監査の結果については、平成23年9月6日に議会、知事及び関係のある委員会に報告（平成22年9月6日付け北海道公報第2311号で公表）した。

第2 監査テーマ

補助事業等及び委託業務に係る審査等について

第3 監査対象部局

総務部、総合政策部、環境生活部、保健福祉部、経済部、農政部、水産林務部、建設部、企業局、教育庁及び警察本部

第4 監査の結果に基づき講じた措置

【知事】

改善を要する事項	左に対する措置
<p>－補助事業－</p> <p>(1) 私立高等学校授業料軽減事業【総務部】 《監査結果》 【額の確定において、審査方法等の改善が必要なもの】 補助金の額の確定において、提出を受けた実績報告書等の書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができないにもかかわらず現地調査等を行っていないものがあった。 《改善意見》 額の確定に当たっては、補助金等交付規則第15条及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討すること。</p>	<p>補助金の額の確定において、補助事業に係る自己点検チェックシートを、実績報告書に合わせて提出を求めることとしました。 また、指導検査や出納整理期間内に実施するヒアリングにおいても、補助金の適正な執行の確認、指導を行っていくこととしました。</p>
<p>(2) 私立専修学校等管理運営事業【総務部】 《監査結果》 【額の確定において、審査方法等の改善が必要なもの】 補助金の額の確定において、提出を受けた実績報告書等の書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができないものがあった。 《改善意見》 額の確定に当たっては、補助金等交付規則第15条及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討すること。</p>	<p>補助金の額の確定において、補助事業に係る自己点検チェックシートを、実績報告書に合わせて提出を求めることとしました。 また、指導検査や出納整理期間内に実施するヒアリングにおいても、補助金の適正な執行の確認、指導を行っていくこととしました。</p>
<p>(3) 私立学校特別支援教育対策事業【総務部】 《監査結果》 【交付決定手続の明確化が必要なもの】 当該補助金については、各私立幼稚園に対する障がい幼児の就園状況調査の結果を踏まえ、申請に基づき補助金の交付決定を行っているが、最終的に補助対象となる幼児の決定手続が明確に示されていないため、各私立幼稚園にとって、補助対象の可否が分かりにくいものとなっていた。 《改善意見》 補助対象幼児の交付決定手続等を要綱等において、明確に示すよう検討すること。</p>	<p>補助対象幼児の交付決定手続等を要綱等において明確に示すこととしました。</p>

<p>《監査結果》 【額の確定において、審査方法等の改善が必要なもの】 補助金の額の確定において、提出を受けた実績報告書等の書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができないにもかかわらず現地調査等を行っていなかった。 《改善意見》 額の確定に当たっては、補助金等交付規則第15条及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討すること。</p>	<p>補助金の額の確定において、補助事業に係る自己点検チェックシートを、実績報告書に合わせて提出を求めることとしました。 また、指導検査や出納整理期間内に実施するヒアリングにおいても、補助金の適正な執行の確認、指導を行っていくこととしました。</p>
<p>(4) 私立幼稚園教職員退職手当給付事業【総務部】 《監査結果》 【補助事業等の内容が不明確なもの】 補助事業等の内容や補助対象経費等については、補助金交付要綱等で明確にしなければならないが、これを行っていなかった。 《改善意見》 補助金交付要綱等において補助事業等の内容を具体的に示し、必要な対象経費について節科目を示すなど、明確化を図ること。</p>	<p>補助金の交付通知において、補助事業等の内容を具体的に示し、必要な対象経費について節科目を示すなど、明確化を図ることとしました。</p>
<p>(5) 私立高等学校等生徒奨学事業【総務部】 《監査結果》 【補助事業等の内容が不明確なもの】 補助事業等の内容や補助対象経費等については、補助金交付要綱等で明確にしなければならないが、これを行っていなかった。 《改善意見》 補助金交付要綱等において補助事業等の内容を具体的に示し、必要な対象経費について節科目を示すなど、明確化を図ること。</p>	<p>補助金の交付通知において、補助事業等の内容を具体的に示し、必要な対象経費について節科目を示すなど、明確化を図ることとしました。</p>
<p>《監査結果》 【補助金交付申請書の提出期限を文書通知していないもの】 補助金交付通知において、補助金交付申請書の提出期限を別に指示する日としているが、提出期限を口頭の伝達で行い文書通知をしていなかった。 《改善意見》 補助金交付申請書の提出期限については、文書通知を行うこと。</p>	<p>補助金交付申請書の提出期限については、文書通知を行い提出期限を明示しました。</p>
<p>(6) 私立専修学校等教職員退職手当給付事業【総務部】 《監査結果》 【補助事業等の内容が不明確なもの】 補助事業等の内容や補助対象経費等については、補助金交付要綱等で明確にしなければならないが、これを行っていなかった。 《改善意見》 補助金交付要綱等において補助事業等の内容を具体的に示し、必要な対象経費について節科目を示すなど、明確化を図ること。</p>	<p>補助金交付要綱等において、補助事業等の内容を具体的に示し、必要な対象経費について節科目を示すなど、明確化を図ることとしました。</p>
<p>(7) 私立狭域通信制高等学校管理運営事業【総務部】 《監査結果》 【補助対象外経費を補助対象経費としているもの】 補助対象外経費である退職金や補助対象外の専攻科のPersonnel費を補助対象経費に含めているものがあつた。</p>	

<p>《改善意見》 補助金の額の確定に当たっては、補助対象経費について適切な審査を行うこと。</p>	<p>補助金の額の確定に当たっては、補助対象経費について、審査の改善を図りました。</p>
<p>【額の確定において、審査方法等の改善が必要なもの】 《監査結果》 補助金の額の確定において、提出を受けた実績報告書等の書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができないにもかかわらず現地調査等を行っていないものがあった。 《改善意見》 額の確定に当たっては、補助金等交付規則第15条及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討すること。</p>	<p>補助金の額の確定において、補助事業に係る自己点検チェックシートを、実績報告書に合わせて提出を求めることとしました。 また、指導検査や出納整理期間内に実施するヒアリングにおいても、補助金の適正な執行の確認、指導を行っていくこととしました。</p>
<p>(8) 私立小学校管理運営事業【総務部】 《監査結果》 【額の確定において、審査方法等の改善が必要なもの】 補助金の額の確定において、提出を受けた実績報告書等の書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができないにもかかわらず現地調査等を行っていなかった。 《改善意見》 額の確定に当たっては、補助金等交付規則第15条及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討すること。</p>	<p>補助金の額の確定において、補助事業に係る自己点検チェックシートを、実績報告書に合わせて提出を求めることとしました。 また、指導検査や出納整理期間内に実施するヒアリングにおいても、補助金の適正な執行の確認、指導を行っていくこととしました。</p>
<p>(9) 北方四島交流推進事業【総務部】 《監査結果》 【補助事業等の内容が不明確なもの】 補助事業等の内容や補助対象経費等について、明確になっていなかった。 《改善意見》 補助金交付要綱等において補助事業等の内容を具体的に示し、必要な対象経費について節科目を示すなど、明確化を図ること。</p>	<p>補助事業等の内容の具体化・対象経費の明確化について改善を図りました。</p>
<p>(10) 千島歯舞諸島居住者連盟事業【総務部】 《監査結果》 【補助事業等の内容が不明確なもの】 補助事業等の内容や補助対象経費等について、明確になっていなかった。 《改善意見》 補助金交付要綱等において補助事業等の内容を具体的に示し、必要な対象経費について節科目を示すなど、明確化を図ること。</p>	<p>補助事業等の内容の具体化・対象経費の明確化について改善を図りました。</p>
<p>(11) 北方圏センター補助事業【総合政策部】 《監査結果》 【財産の処分制限等の条件が定められていないもの】 補助事業者等が補助事業等においてパソコンを購入している事例があるが、補助指令書等に物品、財産の処分制限等に関する条件の定めがなく、その必要性について検討していなかった。 《改善意見》 補助事業等で取得した財産の処分制限等に関する条件に</p>	<p>補助事業等で取得した財産の処分制限等に関する</p>

<p>ついて検討すること。</p>	<p>る条件については、指令書等において、補助金交付事務を行う際に条件を明示することとしました。</p>
<p>(12) 研究開発支援事業費補助金【総合政策部】 《監査結果》 【間接補助事業者等が取得した研究機器等の保有状況等を把握していないもの】 補助事業者等において、間接補助事業者等が事業で取得した研究機器等の保有状況を十分に把握しておらず、また取得後、適正に使用されているか、ほとんど確認が行われていなかった。 《改善意見》 補助事業者等が、間接補助事業者等の研究機器等の保有状況を適切に把握することや、研究機器等の保有・使用状況を確認するため現地調査等を行うことを指導すること。</p>	<p>補助事業者においては、間接補助事業者に対し「機器装置等保有状況表」の提出及び実績報告書提出時に取得した研究機器等の使用状況がわかる内容の記載を義務化することとしました。</p>
<p>(13) 北海道青少年福祉協会補助金【環境生活部】 《監査結果》 【補助金の交付目的等が不明確なもの】 補助金を交付する目的について、北海道青少年会館の維持管理・運営事業に係る経費を予算の範囲内で補助するとの定めのみで、補助事業等として北海道青少年会館の維持管理・運営により、どのような目標・効果があり、公益性が認められることとなるのか明確となっていない。 《改善意見》 補助金を交付する目的については、補助事業等を実施することにより求める目標・効果等を明確にすること。</p>	<p>補助金を交付する目的については、補助事業等を実施することにより求める目標・効果等を明確にしました。</p>
<p>----- 《監査結果》 【不動産賃貸契約を行っている物件の転貸に関し、承認手続を行っていないもの】 北海道青少年会館の土地建物は、補助事業者等が道から無償で借り受ける不動産賃貸借契約を締結しており、道の承認無く貸付物件を転貸することは禁止されている。しかし、建物のレストラン部分については、A株式会社との飲食物提供業務委託契約の中で物件の賃貸借を含む内容となっており、転貸に係る使用料は補助金額に影響があることから、不動産賃貸借契約に基づく承認手続を事前に行う必要があるが、行われていなかった。 《改善意見》 貸借物件の第三者への転貸については、道と補助事業者等との不動産賃貸借契約書に基づく承認手続を適切に実施すること。</p>	<p>----- 貸借物件の第三者への転貸については、道と補助事業者等との不動産賃貸借契約書に基づく承認手続を行いました。</p>
<p>(14) 地域活動推進事業【環境生活部】 《監査結果》 【内部留保水準を超えているもの】 特例民法法人の内部留保水準は、30%程度以下であることが望ましいとされているが（「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（平成18年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ））、補助事業者の内部留保水準は、これを超えていた。 《改善意見》 今後、補助金の交付決定等に当たり、内部留保の状況を十分考慮すること。</p>	<p>平成24年4月に当該団体が公益財団法人へ移行したことにより、これまでの内部留保という考え方が適用されないこととなりましたが、補助金の交付決定に当たっては、団体が保有する遊休財産の趣旨及び額に十分留意することとしました。</p>
<p>(15) ドクターヘリ導入促進事業【保健福祉部】</p>	

<p>《監査結果》 【補助金の交付基礎額の算定方法が、国と道では異なっているもの】 補助金の交付基礎額の算定において、国の補助金交付要綱では、施設ごとに、基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付基礎額としているのに対し、道の補助金交付要綱では、経費ごとに、その基準額と対象経費とを比較して少ない方の経費を選定し、その経費の合計額をもって補助金の交付基礎額としており、国と道では算定方法が異なっていた。 《改善意見》 道の補助金交付要綱の見直しを検討するなどし、国と道の補助金交付要綱の整合性を図ること。</p>	<p>国の算定方法に準じたものとなるよう、道の交付要綱の見直しを行いました。</p>
<p>《監査結果》 【補助対象経費の拡充について】 補助金交付要綱において定めている補助対象経費以外の経費について、補助の対象とすべき経費として検討を要する。 ・ドクターヘリが発着するまでに調整業務を行う職員の人件費 《改善意見》 当該事業の執行に当たり、必要な経費等の見直しについては十分に検討し、国と協議すること。</p>	<p>国の交付要綱が改正され、一部、補助対象経費が拡充されたことから、道の交付要綱の見直しを行いました。</p>
<p>《監査結果》 【概算払の検討を要するもの】 当該補助金は、精算払としているが、知事が、補助事業等の遂行上必要と認めるときは、補助事業者等に概算払をすることができることから、執行額が多額であることと公益性が大きいこと等を考慮し、適期に概算払を行うことの検討を要する。 また、補助事業者等への概算払に要した国費相当分について、国費の概算払の請求をするよう検討を要する。 《改善意見》 補助事業者等の財務状況を踏まえ、当該事業の遂行状況及び資金収支計画等により、その必要性を十分に検討し、適期に支払うこと。 また、国と協議し、国費の概算払についても、適期に支払われるようにすること。</p>	<p>国庫補助金の交付時期等を勘案し、適切な対応について検討することとしました。</p>
<p>《監査結果》 【補助金の額の確定が遅延しているもの】 補助金の額の確定の通知は、原則として当該補助事業等に係る完了の実績報告書を受理した日から20日以内に行わなければならないが、これを遅延しているものがあった。 ・実績報告書提出年月日 平成22年4月15日～4月16日 ・実績報告書受理年月日 平成22年4月16日 ・額の確定年月日 平成22年5月7日 《改善意見》 補助金の額の確定は、実績報告書受理後20日以内に行うこと。</p>	<p>補助金の額の確定に当たっては、速やかに行うこととし、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(16) 救命救急センター事業【保健福祉部】 《監査結果》 【概算払が不適切なもの】 補助金の概算払は、資金収支計画を勘案し適期に支払うこととされているが、交付決定の時期が年度末の3月であり、また、緊急に資金が必要な特段の理由もないことから、概算払の必要性がないものがあった。 《改善意見》</p>	

<p>補助金の概算払は、当該事業の遂行状況及び資金収支計画書による資金計画を勘案し、適期に支払うこと。</p>	<p>概算払に当たっては、資金収支計画書により必要性を把握するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《監査結果》 【額の確定において、審査方法等の改善が必要なもの】 補助金の額の確定において、提出を受けた実績報告書等の書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができないにもかかわらず現地調査等を行っていないものがあつた。 《改善意見》 額の確定に当たっては、補助金等交付規則第15条及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法について検討すること。</p>	<p>補助金の額の確定に当たっては、現地調査の活用又は、履行確認の効率化を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(17) 広域救急医療対策事業【保健福祉部】 《監査結果》 【額の確定において、審査方法等の改善が必要なもの】 補助金の額の確定において、提出を受けた実績報告書等の書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができないにもかかわらず現地調査等を行っていないものがあつた。 《改善意見》 額の確定に当たっては、補助金等交付規則第15条及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法について検討すること。</p>	<p>補助金の額の確定に当たっては、現地調査の活用又は、履行確認の効率化を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(18) 看護師等養成事業【保健福祉部】 《監査結果》 【他団体からの収入を寄附金その他の収入額に計上していないもの】 「看護師等養成所運営費補助金の算定方法について（平成11年6月16日付け厚生省看第26号）」に基づき、他団体（病院等）からの収入である看護師等の養成委託費については、寄附金その他の収入額に計上しなければならないが、これを計上していないものがあつた。 ・看護師等の養成委託費を寄附金その他の収入額に計上していないもの ①A看護専門学校 34,776,000円 ②B看護専門学校 17,388,000円 なお、補助基準額と補助事業等に要した総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、補助基準額の方が少なかったことから、補助金の額の確定については影響はなかった。 《改善意見》 関係通知等に基づき、適切な補助金の算定を行うこと。</p>	<p>補助金の算定に当たっては、関係通知等に基づき、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《監査結果》 【補助金の交付決定手続が不適切なもの】 道内において事業を行う社会福祉法人が、補助金の交付を受けようとするときは、申請書に財産目録や貸借対照表等の書類を添えなければならないが、これが行われなまま交付決定を行っているものがあつた（社会福祉法人の助成に関する条例第4条参照）。 《改善意見》 補助事業の交付決定に当たり、交付申請書とともに、事業計画書などのほか、財産目録などの計算書類を徴取し、適期に補助事業者等の財務状況を把握すること。</p>	<p>社会福祉法人に対する補助金の交付決定に当たっては、交付申請書とともに財産目録などの計算書類を徴取し、補助事業者の財務状況の把握に努</p>

<p>《監査結果》 【補助金の額の確定が遅延しているもの】 補助金の額の確定の通知は、原則として当該補助事業等に係る完了の実績報告書を受理した日から20日以内に行わなければならないが、これを遅延していた。 ・実績報告書提出年月日 平成22年4月12日～20日 ・実績報告書受理年月日 平成22年4月13日～20日 ・額の確定年月日 平成22年5月20日 《改善意見》 補助金の額の確定は、実績報告書受理後20日以内に行うこと。</p>	<p>めます。</p> <p>補助金の額の確定に当たっては、速やかに行うこととし、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《監査結果》 【額の確定において、審査方法等の改善が必要なもの】 補助金の額の確定において、提出を受けた実績報告書等の書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができないにもかかわらず現地調査等を行っていないものがあつた。 《改善意見》 額の確定に当たっては、補助金等交付規則第15条及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法について検討すること。</p>	<p>補助金の額の確定に当たっては、現地調査の活用又は、履行確認の効率化を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(19) 院内保育所運営事業【保健福祉部】 《監査結果》 【補助金交付申請書等の添付書類の記載事項について検討を要するもの】 補助金の交付決定に当たり、補助基本額から控除できる保育料収入相当額に上限額が設定されていることから、その限度額において交付申請書の添付書類としている保育料収入相当額調に児童名等の必要事項を記載すれば十分であるにもかかわらず、上限額を超える保育料収入相当額に係る児童名等の事項を記載させていることから、個人情報保護、事務の効率化の観点から、検討を要する。 《改善意見》 書類を簡素化するなど効率的な事務の執行に努めること。</p>	<p>補助金交付申請において、従来添付していた様式の提出を要しないこととしました。</p>
<p>《監査結果》 【補助金の額の確定が遅延しているもの】 補助金の額の確定の通知は、原則として当該補助事業等に係る完了の実績報告書を受理した日から20日以内に行わなければならないが、これを遅延していた。 ・実績報告書提出年月日 平成22年4月16日～4月20日 ・実績報告書受理年月日 平成22年4月16日～4月20日 ・額の確定年月日 平成22年5月24日 《改善意見》 補助金の額の確定は、実績報告書受理後20日以内に行うこと。</p>	<p>補助金の額の確定に当たっては、速やかに行うこととし、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《監査結果》 【額の確定において、審査方法等の改善が必要なもの】 補助金の額の確定において、提出を受けた実績報告書等の書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができないにもかかわらず現地調査等を行っていないものがあつた。 《改善意見》 額の確定に当たっては、補助金等交付規則第15条及び「補</p>	<p>補助金の額の確定に当たっては、現地調査の活</p>

<p>助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法について検討すること。</p>	<p>用又は、履行確認の効率化を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(20) 産科医療機関確保事業費【保健福祉部】 《監査結果》 【補助金の交付決定が遅延しているもの】 補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに交付決定をしなければならないが、国庫補助金の通知から交付決定までに、4箇月以上経過していた。 《改善意見》 補助金の交付決定は、国から国庫補助金の通知があったときは、すみやかに交付事務を行うこと。</p>	<p>補助金の交付決定に当たっては、速やかに行うこととし、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《監査結果》 【補助金の交付決定手続が不適切なもの】 道内において事業を行う社会福祉法人が、補助金の交付を受けようとするときは、申請書に財産目録や貸借対照表等の書類を添えなければならないが、これが行われないまま交付決定を行っているものがあった（社会福祉法人の助成に関する条例第4条参照）。 《改善意見》 補助事業の交付決定に当たり、交付申請書とともに、事業計画書などのほか、財産目録などの計算書類を徴取し、適期に補助事業者等の財務状況を把握すること。</p>	<p>社会福祉法人に対する補助金の交付決定に当たっては、交付申請書とともに財産目録などの計算書類を徴取し、補助事業者の財務状況の把握に努めます。</p>
<p>《監査結果》 【額の確定において、審査方法等の改善が必要なもの】 補助金の額の確定において、提出を受けた実績報告書等の書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができないにもかかわらず現地調査等を行っていないものがあった。 《改善意見》 額の確定に当たっては、補助金等交付規則第15条及び「助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法について検討すること。</p>	<p>補助金の額の確定に当たっては、現地調査の活用又は、履行確認の効率化を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(21) 公的病院等運営事業【保健福祉部】 《監査結果》 【補助金の交付決定手続が不適切なもの】 道内において事業を行う社会福祉法人が、補助金の交付を受けようとするときは、申請書に財産目録や貸借対照表等の書類を添えなければならないが、これが行われないまま交付決定を行っているものがあった（社会福祉法人の助成に関する条例第4条参照）。 《改善意見》 補助事業の交付決定に当たり、交付申請書とともに、事業計画書などのほか、財産目録などの計算書類を徴取し、適期に補助事業者等の財務状況を把握すること。</p>	<p>今後は、補助金の交付決定に当たり、交付申請書とともに財産目録などの計算書類を徴取し、補助事業者の財務状況の把握に努めます。</p>
<p>《監査結果》 【現地調査の体制が不十分なもの】 補助金の額の確定に当たり、道職員の再就職者が在籍する団体に対して現地調査等を実施する場合には主査以上の職位の者を含む複数名で実施する必要があるが、体制が不十分なまま実施しているものがあった。 《改善意見》</p>	

<p>現地調査等を実施する場合には、「補助事業及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日局総第704号）」等に基づき、適切な体制で実施すること。</p>	<p>補助金の額の確定に当たり、道職員の再就職者が在籍する団体に対して現地調査等を実施する場合には、関係通知等に基づき、適切な体制で実施します。</p>
<p>(22) 地域医療サポートセンター整備事業【保健福祉部】 《監査結果》 【補助基準の内容が不明確なもの】 研修会等開催事業において、研修の内容により3項目の補助基準額の適用があるが、この基準ごとの研修内容が明確となっていないことから、補助基準ごとの取扱いについて検討する必要がある。 ・基準額 ①高度・専門的な研修会等 300,000円/回 ②研修会及び症例検討会等 200,000円/回 ③院内で開催する研修会及び症例検討会等 100,000円/回 《改善意見》 補助基準の内容を明確にすること。</p>	<p>補助対象となる研修内容を見直し、補助基準を明確にしました。</p>
<p>《監査結果》 【補助金の交付決定が遅延しているもの】 補助金の交付決定が年度末となっていることから、早期に、補助金の交付申請書を提出させるなどし、交付決定が遅延しないよう事務手続の改善を要する。 ・補助金の交付申請年月日 平成22年3月19日 ・補助金の交付決定年月日 平成22年3月31日 《改善意見》 補助金の交付申請書を早期に提出させるとともに、補助金の交付決定は、申請書受理後速やかに行うこと。</p>	<p>補助金の交付決定に当たっては、速やかに行うこととし、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《監査結果》 【補助金の交付決定手続が不適切なもの】 道内において事業を行う社会福祉法人が、補助金の交付を受けようとするときは、申請書に財産目録や貸借対照表等の書類を添えなければならないが、これが行われなまま交付決定を行っているものがあった（社会福祉法人の助成に関する条例第4条参照） 《改善意見》 補助事業の交付決定に当たり、交付申請書とともに、事業計画書などのほか、財産目録などの計算書類を徴取し、適期に補助事業者等の財務状況を把握すること。</p>	<p>社会福祉法人に対する補助金の交付決定に当たっては、交付申請書とともに財産目録などの計算書類を徴取し、補助事業者の財務状況の把握に努めます。</p>
<p>《監査結果》 【補助金の額の確定が遅延しているもの】 補助金の額の確定の通知は、原則として当該補助事業等に係る完了の実績報告書を受理した日から20日以内に行わなければならないが、これを遅延していた。 ・実績報告書提出年月日 平成22年4月20日 ・実績報告書受理年月日 平成22年4月20日 ・額の確定年月日 平成22年5月12日 《改善意見》 補助金の額の確定は、実績報告書受理後20日以内に行うこと。</p>	<p>補助金の額の確定に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《監査結果》 【額の確定において、審査方法等の改善が必要なもの】 補助金の額の確定において、提出を受けた実績報告書等の書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができないにもかかわらず現地調査等を行っていないものがあった。</p>	

<p>《改善意見》 額の確定に当たっては、補助金等交付規則第15条及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法について検討すること。</p>	<p>補助金の額の確定に当たっては、現地調査の活用又は、履行確認の効率化を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(23) 看護職員研修事業【保健福祉部】 《監査結果》 【補助事業等の内容が不明確なもの】 補助事業等の内容や補助対象経費等については、補助金交付要綱等で明確にしなければならないが、これを行っていなかった。 《改善意見》 補助金交付要綱等において補助事業等の内容を具体的に示し、必要な対象経費について節科目を示すなど、明確化を図ること。</p>	<p>補助事業の実施に当たっては、交付要綱等において、事業内容を具体的に示し、必要な対象経費について節科目を示すなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《監査結果》 【内部留保水準を超えているもの】 特例民法法人の内部留保水準は、30%程度以下であることが望ましいとされているが（「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ））、補助事業者の内部留保水準は、これを超えていた。 《改善意見》 今後、補助金の交付決定等に当たり、内部留保の状況を十分考慮すること。</p>	<p>補助金の交付決定に当たっては、内部留保の状況を考慮するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(24) 公衆浴場設備整備事業【保健福祉部】 《監査結果》 【予算要求書と交付要綱の記載内容が合っていないもの】 予算要求書においては、「衛生水準の向上を図りながら、原油依存の体質から脱却するための積極的なエネルギー転換を図るため」としており、他方、平成21年度公衆浴場設備整備費補助金交付要綱においては「公衆浴場が、近年、経営困難な傾向にあることから、その経営の安定を図るため」としており、その理念、目的が異なっていた。 《改善意見》 補助金交付要綱について、予算要求書に記載された内容と整合性を図るようにすること。</p>	<p>事業目的を精査の上、補助金交付要綱と予算要求書の整合性を図りました。</p>
<p>《監査結果》 【他の補助金等の取扱いが不明確なもの】 間接補助事業者等である公衆浴場の経営者に対し、他の自治体が道と同一の補助対象経費について補助を行っているものがあった。 《改善意見》 額の確定に当たり、事業精算書等関係書類を十分精査するとともに、制度上道の補助金と同時に他の自治体の補助金等の受給を認めているのであれば、要綱等への記載を検討すること。</p>	<p>額の確定に当たっては、事業精算書等関係書類を十分精査することとし、制度上道の補助金と同時に他の自治体の補助金等の受給を認めていることから、誤解等が生じないように補助金の事務手続に併せて要綱等による周知を図りました。</p>
<p>(25) 公衆浴場老人等開放促進事業【保健福祉部】 《監査結果》 【補助金の交付事務が不適切なものなど】 告示を省略した通知において、「65歳以上の高齢者と12歳未満の子どもを対象に公衆浴場を無料で開放」としており、普通浴場に限らず道内の公衆浴場全てを対象としているが、補助事業者等は、普通浴場経営者である組合員（289件）の</p>	

<p>ほか、これまで参加実績のある普通浴場経営者（53件）に対してのみ周知していた。</p> <p>また、補助対象経費は「道内の公衆浴場を借り受ける経費」としているが、実際には、補助事業者等と各公衆浴場の経営者との間に貸借関係はなく、趣旨に賛同する各公衆浴場の経営者に対し、一律18,000円を助成（間接補助）していた。</p> <p>なお、補助事業者等としては、本補助事業を間接補助事業等と認識し、長年に亘りこのように実施してきたものである。</p> <p>《改善意見》</p> <p>告示による周知を図り、本来の補助制度の趣旨を踏まえ、補助金等交付規則及び同運用方針の趣旨に沿って、的確な審査や適切な事務処理を行うとともに、補助事業者等に対し適切な事務処理を行うよう指導すること、又は実態を踏まえて補助制度自体の見直しを行うこと。</p>	<p>補助事業者等には、告示による周知を図り、的確な審査・事務処理、補助事業者に対する適切な事務処理の指導に努めます。</p>
<p>《監査結果》</p> <p>【補助事業者等の会計処理が不適切なもの】</p> <p>補助事業者等の定款上は、財産目録、貸借対照表を作成することとしているが、財産目録は会計全体については作成されておらず、貸借対照表は作成されていなかった。</p> <p>また、特に根拠もなく一般会計は複式簿記、特別会計（補助金等）は単式簿記で処理していた。</p> <p>《改善意見》</p> <p>補助金の執行において、財務諸表などにより補助事業者等が、定款等を踏まえた適切な会計処理を行っているかどうか十分に確認するとともに、補助事業者等に対し、適切に指導すること。</p>	<p>補助金の執行に当たっては、補助事業者等の定款等を踏まえ会計処理が適切に行われるよう、十分に確認するとともに、適切な指導に努めます。</p>
<p>(26) 北海道社会福祉協議会運営事業【保健福祉部】</p> <p>《監査結果》</p> <p>【補助事業等所管部門と法人指導検査部門との連携が十分図られていないもの】</p> <p>部内の法人指導検査部門から、当該補助事業者等に対して、不適切な法人運営や経理処理等について文書指導がなされていたが、補助事業等の所管課として、指導内容やその後における補助事業者等の措置状況等について、十分把握しないまま、補助金の交付手続等を行っていた。</p> <p>《改善意見》</p> <p>部内関係課と日常的に連携を図り、補助金の交付決定等において、補助事業者等に対する指導内容や措置状況を十分に考慮すること。</p>	<p>社会福祉法人の経理処理等、補助事業の執行に必要な指導内容や措置状況について十分把握した上で補助金の交付手続等を行うよう、部内関係課の連携を徹底するよう努めます。</p>
<p>(27) 地域福祉生活支援センター運営事業【保健福祉部】</p> <p>《監査結果》</p> <p>【補助金の交付要綱が不適切なものなど】</p> <p>交付要綱において、財産処分制限の対象を「補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具」としていながら、他方で対象経費として「備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）」としており、また、指令書において、財産処分制限の対象を「補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具」としており、要綱自体に齟齬があり、指令書が要綱と合致しない内容となっていた。</p> <p>《改善意見》</p> <p>補助金等交付規則及び同運用方針等の法令等を踏まえ、交付要綱の内容を十分に精査するとともに、指令書に付する交付条件は交付要綱と整合性を図るようにすること。</p>	<p>交付要綱の制定等に当たっては、関係法令等を踏まえ内容を十分に精査するとともに、指令書との整合を図るなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《監査結果》</p>	

<p>【補助事業者の物品購入手続が不適切なもの】</p> <p>補助事業者等の経理規程において、10万円以上の契約をする場合、随意契約であっても2者以上の見積書が必要であり、証憑書類として保管する必要があるが、他社の見積書を保管しておらず、また、備品（取得価格1万円以上）購入時に納品検査を行い、備品・固定資産物品等納入検査報告書により報告する必要があるが、これらを行っていないものがあった。</p> <p>《改善意見》</p> <p>補助事業者に対し、経理規程等に基づき適切に物品購入手続を行うよう指導すること。</p>	<p>補助事業者に対し、関係規程に基づく適切な事務処理について指導していきます。</p>
<p>《監査結果》</p> <p>【現地調査等の体制が不十分なもの】</p> <p>補助金の額の確定に当たり、道職員の再就職者が在籍する団体に対して現地調査等を実施する場合には主査以上の職位の者を含む複数名で実施する必要があるが、体制が不十分なまま実施していた。</p> <p>《改善意見》</p> <p>現地調査等を実施する場合には、「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日局総第704号）」等に基づき、適切な体制で実施すること。</p>	<p>補助金の額の確定に当たり、道職員の再就職者が在籍する団体に対して現地調査等を実施する場合には、関係通知等に基づき、適切な体制で実施します。</p>
<p>(28) 生活福祉資金貸付事業費補助金【保健福祉部】</p> <p>《監査結果》</p> <p>【間接補助事業に係る実績報告書等の審査が不十分なもの】</p> <p>補助事業者等が間接補助事業者等からの提出を受けて行う実績報告書等の審査において、これらの書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができなかった。</p> <p>《改善意見》</p> <p>補助金の適切な事業執行を担保するため、補助事業者等が間接補助事業者等に対し、指導監督すべき基準及びそれに基づき調査すべき事項等を、当該補助事業者等に明らかにするとともに、補助事業者等に対し、適切な事務処理を行うよう指導すること。</p> <p>また、状況に応じて、補助金の最終受領者である間接補助事業者に対する調査等の実施（法第221条第2項）についても検討すること。</p>	<p>補助事業者等が間接補助事業者等に対し、指導監督すべき基準及びそれに基づき調査すべき事項等を、当該補助事業者等に明らかにするとともに、補助事業者に対し適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>また、状況に応じて、間接補助事業者に対する調査の実施についても検討することとしました。</p>
<p>(29) 明るい長寿社会づくり推進事業【保健福祉部】</p> <p>《監査結果》</p> <p>【補助事業等の内容が不明確なものなど】</p> <p>告示を省略した場合の通知において、「高齢者社会活動についての啓発及び普及事業費」など補助対象経費が明確に記載されておらず、また補助の目的である「高齢者」の定義が記載されていないため、60歳以上か65歳以上か判断できない。</p> <p>《改善意見》</p> <p>告示による周知を図るとともに、補助金交付要綱等において補助事業等の内容を具体的に示し、必要な対象経費について節科目を示すなど、明確化を図ること。</p>	<p>告示による周知を図るとともに、補助事業の実施において、補助金交付要綱等を作成し、補助事業の内容、必要な対象経費の節科目を示しました。</p>
<p>《監査結果》</p> <p>【補助金の交付事務が不適切なもの】</p> <p>補助事業者等に対する指令書において、補助事業者等は、間接補助事業者等に対する間接補助金等の交付決定に当たっては、補助金の交付決定の際に付けた条件と同一の条件を付けなければならない旨明記しているが、補助事業者等においてこれを行っていないものがあった。</p> <p>《改善意見》</p>	

<p>補助金等交付規則及び同運用方針の趣旨に沿って、的確な審査や適切な事務処理を行うとともに、補助事業者等に対し適切な事務処理を行うよう指導すること。</p>	<p>間接補助事業者等に対する間接補助金等の交付決定に当たっては、補助事業者に対し、道が補助金の交付決定の際に付けた条件と同一の条件を付けるとともに、適切な事務処理を行うよう指導していきます。</p>
<p>(30) 視覚障害者情報提供施設運営事業（点字図書館運営事業）【保健福祉部】 《監査結果》 【補助基準額の単価改定に係る事務処理が不適切なもの】 当該補助金は、国が所管する身体障害者保護費国庫負担金交付要綱における補助基準額の単価に基づき、同一単価で交付されているが、国が単価改定を行った際、道として一時的に単価改定を保留している経過があり、その際、保留した事由等を明確にしていなかった。 《改善意見》 国の交付要綱において、補助基準額の単価改定があり、道として一時的に単価改定を保留する場合は、その事由や経過を明確にしておくこと。</p>	<p>国の交付要綱改正において、道として当該改正内容を保留する場合に当たっては、その事由や経過等について、明確にすることとしました。</p>
<p>《監査結果》 【補助金の交付決定手続が不適切なもの】 道内において事業を行う社会福祉法人が、補助金の交付を受けようとするときは、申請書に財産目録や貸借対照表等の書類を添えなければならないが、これが行われなまま、交付決定を行っていた（社会福祉法人の助成に関する条例第4条）。 《改善意見》 補助事業等の交付決定に当たり、交付申請書とともに、事業計画書などのほか、財産目録などの計算書類を徴取し、適期に補助事業者等の財務状況を把握すること。</p>	<p>社会福祉法人に対する補助金の交付決定に当たっては、交付申請書とともに財産目録などの計算書類を徴取し、補助事業者の財務状況の把握に努めます。</p>
<p>《監査結果》 【額の確定において、審査方法等の改善が必要なもの】 補助金の額の確定において、提出を受けた実績報告書等の書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができないにもかかわらず現地調査等を行っていなかった。 《改善意見》 額の確定に当たっては、補助金等交付規則第15条及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討すること。</p>	<p>補助金の額の確定に当たっては、現地調査の活用又は、履行確認の効率化を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(31) 身体障害者補助犬育成事業【保健福祉部】 《監査結果》 【補助金の交付決定が遅延しているものなど】 身体障害者補助犬育成事業において、国費の交付決定通知が8月下旬であったが、交付決定の決裁等に時間を要し、交付決定が12月上旬となっていた。 《改善意見》 国より補助金の交付決定通知があったときは、速やかに交付事務を行うこと。</p>	<p>国の補助金の交付決定通知を受けた際は、関係法令等に基づき、速やかな交付事務の処理に努めます。</p>
<p>(32) 北海道母子寡婦福祉連合会運営事業【保健福祉部】 《監査結果》 【補助事業等の内容が不明確なものなど】 補助事業等の内容や補助対象経費等については、補助金交付要綱等で明確にしなければならないが、これを行って</p>	

<p>いなかった。</p> <p>《改善意見》</p> <p>補助金交付要綱等において補助事業等の内容を具体的に示し、必要な対象経費について節科目を示すなど、明確化を図ること。</p>	<p>補助事業の実施に当たっては、交付要綱等において、具体的な事業内容を示し、必要な対象経費について節科目を示すなど、明確化を図りました。</p>
<p>《監査結果》</p> <p>【補助金の交付決定手続が不適切なもの】</p> <p>道内において事業を行う社会福祉法人が、補助金の交付を受けようとするときは、申請書に財産目録や貸借対照表等の書類を添えなければならないが、これが行われなまま交付決定を行っていた（社会福祉法人の助成に関する条例第4条参照）。</p> <p>なお、道が補助事業者等から入手した貸借対照表等の書類は、補助事業者等が会議のために作成した資料であり（2010年全道単位会会長会議資料）、財産目録が添付されていないほか、貸借対照表に応急生活資金会計、洗濯事業会計に関する記載が欠落しているなど、財務状況を把握するためには不十分なものであった。</p> <p>《改善意見》</p> <p>補助事業等の交付決定に当たり、交付申請書とともに、事業計画書などのほか、財産目録などの計算書類を徴取し、適期に補助事業者等の財務状況を把握すること。</p>	<p>社会福祉法人に対する補助金の交付決定に当たっては、交付申請書とともに財産目録などの計算書類を徴取し、補助事業者の財務状況の把握に努めます。</p>
<p>《監査結果》</p> <p>【額の確定において、審査方法等の改善が必要なもの】</p> <p>補助金の額の確定において、提出を受けた実績報告書等の書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができないにもかかわらず、現地調査等を行わないまま額の確定を行っていた。</p> <p>なお、補助額に影響はないが、補助事業者等に次の経理処理上の誤りがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外手当の支給事務において、特段の理由もなく、複数月分を一度に前払いしていた。 ・給与規程等に根拠のない手当を支給していた。 ・光熱水費は、本部会計と按分すべきであるが、これを行わず、すべて補助対象経費（施設会計）として計上していた。 <p>《改善意見》</p> <p>額の確定に当たっては、補助金等交付規則第15条及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号出納局長通知）」等に基づき、適切に現地調査等を実施するとともに、補助事業者等に対して適切な事務処理を行うよう指導すること。</p> <p>また、法人運営の透明性確保の観点から、社会福祉法人審査基準（21.4.30社援発第430002号厚生労働省社会・援護局長ほか連名通知別紙）の趣旨を踏まえ、公認会計士等による外部監査の活用を積極的に行うよう指導すること。</p>	<p>補助金の額の確定に当たっては、現地調査等による事実確認を行うなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>また、当該事業者には運営内容の透明性を確保するため、公認会計士等による外部監査の活用について指導しました。</p>
<p>《監査結果》</p> <p>【多額の資産を保有しているもの】</p> <p>補助事業者等が作成した貸借対照表（総括表）によれば、特別生活資金貸付会計として、2億8,000万円相当を保有しているが、これは、昭和50年代に道が行った補助金（特別生活資金（冬期生活資金 合計1億9,500万円））が原資となったものである。</p> <p>運用の実態について明確ではないが、道費が原資となった当面支出予定のない資産を保有していることから、補助金のあり方、交付額の算定、概算払の要否等について、十分な検討を行う必要がある。</p> <p>《改善意見》</p>	

<p>補助事業者等には、当面支出予定のない多額の資産が認められるので、補助のあり方などについて、十分な検討を行うこと。</p>	<p>現在保有している資産の適正な運用などを含め、補助事業の実施に当たって必要な検討を行うこととしました。</p>
<p>(33) 北海道中小企業団体中央会指導事業費補助金【経済部】 《監査結果》 【補助対象経費が不明確なもの】 補助事業等のうち、地域産業実態調査事業については、「北海道中小企業団体中央会指導事業費補助金の運用取扱いについて」により調査方法等が定められているが、調査とは直接関係のない研修会開催経費について、明確な規定がないにもかかわらず補助対象経費としていた。 《改善意見》 要綱等において、補助対象経費を明確に示すこと。</p>	<p>要綱等において、補助対象経費を明確に示すこととしました。</p>
<p>《監査結果》 【中間報告書の内容が不十分なもの】 交付要綱により、年度途中で事業の遂行状況報告書を提出することとなっているが、経費区分ごとの支出済額のみを報告する様式となっており、中間報告の必要性が不明確なものとなっていた。 《改善意見》 中間報告の必要性や内容について、検討すること。</p>	<p>要綱等の改正を行い、中間報告において年度途中の事業遂行状況が把握できるようにしました。</p>
<p>(34) 商工会議所指導事業【経済部】 《監査結果》 【概算払が不適切なもの】 補助金の概算払は、資金収支計画を勘案し適期に支払うこととされているが、資金収支計画書上、借入金（会計間融通）が計上されており、資金収支計画書のみでは補助事業等の遂行上、概算払の必要性があると判断できないにもかかわらず、概算払の必要性を書面上整理しないまま、資金収支計画書どおり概算払をすることを決定していた。 そのため、不要な概算払を行うこととなり、6月、9月、12月、3月末の資金残高が、当該月の概算払額848万円を上回り、1,000万円を超えるものとなっていた。 《改善意見》 補助金の概算払は、支出の特例であることから、補助事業者等の財務状況を踏まえ、当該事業の遂行状況を勘案し、その必要性を十分に検討すること。</p>	<p>今後は、本事業の遂行状況等を勘案し、その必要性を十分に検討したうえで概算払を行います。</p>
<p>(35) 商店街振興対策事業【経済部】 《監査結果》 【間接補助事業者からの実績報告書等の審査が不十分なもの】 間接補助事業等において、事業完了のときは、間接補助事業者等から実績報告書等を求めて審査しているが、その際、事業等の適正な履行の確認が不十分なものがあつた。 《改善意見》 補助事業者等は、間接補助事業者等から実績報告書等の審査においては、支払を証する支出証拠書類の提出を求めるなどし、また、細部にわたる事実確認や支出等の適否を判断できない場合は、現地調査等を実施するよう指導すること。</p>	<p>間接補助事業者からの実績報告書の審査に当たっては、支出証拠書類等の徴取や現地調査を実施するなど、適切な事務処理を行うよう、当該団体に対し指導しました。</p>
<p>(36) 地域人材開発センター事業【経済部】 《監査結果》 【固定的経費の按分について検討が必要なもの】 光熱水費などの固定的経費については、補助対象事業等で使用する面積とその他の面積の割合等、合理的な按分に</p>	

<p>基づき補助対象経費を算出しているが、電話料、コピー機のリース料等については、従前の按分率をそのまま現在も採用し、補助対象経費として認めていた。</p> <p>《改善意見》 事業費補助の考えに基づき、事業実態に応じた固定的経費の按分率について検討するよう指導を行うこと。</p>	<p>電話料、コピー機のリース料等については、使用状況に即した按分率とするよう指導しました。</p>
<p>(37) 次世代人材職業体験推進事業【経済部】 《監査結果》 【現地調査等の体制が不十分なもの】 補助金の額の確定に当たり、道職員の再就職者が在籍する団体に対して現地調査等を実施する場合には主査以上の職位の者を含む複数名で実施する必要があるが、体制が不十分なまま実施していた。</p> <p>《改善意見》 現地調査等を実施する場合には、「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日局総第704号）等に基づき、適切な体制で実施すること。</p>	<p>補助金の額の確定に当たり、道職員の再就職者が在籍する団体に対して現地調査等を実施する場合には、関係通知等に基づき、適切な体制で実施します。</p>
<p>(38) 酪農ヘルパー事業基金造成事業【農政部】 《監査結果》 【他の事業に充当している経費の確認をしていないもの】 当該事業は、酪農ヘルパー事業円滑化対策事業を遂行するために、補助事業者等が独立行政法人Aからの補助金と生乳生産者団体及び酪農家等からの拠出金で造成する基金に、道も基金造成補助金を交付するものである。</p> <p>補助事業者等が、この基金を取り崩し、酪農ヘルパー事業円滑化対策事業に要する経費に充当しているが、道は、この執行額について、現地調査等を行っていなかった。</p> <p>《改善意見》 基金を取り崩し、酪農ヘルパー事業円滑化対策事業に要する経費に充てていることから、この基金の執行額について、現地調査等により確認すること。</p>	<p>酪農ヘルパー事業円滑化対策事業を行う補助事業者等に対し、現地調査を行うとともに、全道の各地区酪農ヘルパー利用組合については抽出の上、現地調査を行うこととしました。</p>
<p>(39) 北海道農業会議活動促進事業【農政部】 《監査結果》 【会議の運営に関し改善を要するもの】 常任会議の開催状況によると、常任会議員24名のうち特定の団体から推薦を受けた2名については、年度を通じて一度も出席していなかった。</p> <p>《改善意見》 次期、常任会議員の改選期（任期3年間）においては、会議に出席が可能な者を選任するよう補助事業者等を指導すること。</p>	<p>補助事業者等に対し、団体からの推薦会議員について、常任会議員会議に出席するよう指導するとともに、常任会議員の選任については、常任会議員会議に出席が可能な者を選任するよう指導しました。</p>
<p>(40) 漁船海難防止対策事業【水産林務部】 《監査結果》 【補助事業等の内容が不明確なもの】 補助事業等の内容や補助対象経費等については、補助金交付要綱等で明確にしなければならないが、これを行っていなかった。</p> <p>《改善意見》 補助金交付要綱等において補助事業等の内容を具体的に示し、必要な対象経費について節科目を示すなど、明確化を図ること。</p> <p>----- 《監査結果》</p>	<p>補助事業等の実施に当たっては、補助金の交付通知において補助事業等の内容を具体的に示し、必要な対象経費について節科目を示すなど明確化を図りました。</p>

<p>【間接補助事業等の交付決定時等の審査が不十分なもの】 補助事業者等が行う間接補助事業等の交付要綱等を十分確認して審査を行わなかったことから過大に間接補助金が交付されているものがあつたにもかかわらず、そのまま補助事業等の額の確定を行っていた。 《改善意見》 補助事業者等が行う間接補助事業等の内容を十分把握し、適切な補助事業等の額の確定を行うこと。</p>	<p>補助金の額の確定に当たっては、補助事業者等が行う間接補助事業等の交付要綱等を十分に確認し、間接補助事業等の内容を十分に把握して、適切に行うよう改善しました。 なお、補助金について精査した結果、補助基準額の範囲内のため、過大に支出されていないことを確認しました。</p>
<p>－委託業務－ (1) 北海道救急医療・広域災害情報システムの管理、運営に関する業務【保健福祉部】 《監査結果》 【現地調査の体制が不十分なもの】 委託料の額の確定に当たり、道職員の再就職者が在籍する団体に対して現地調査等を実施する場合には、主査以上の職位の者を含む複数名で実施する必要があるが、体制が不十分なまま実施していた。 《改善意見》 現地調査等を実施する場合には、「補助事業及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日局総第704号）」等に基づき、適切な体制で実施すること。</p>	<p>委託料の額の確定に当たり、道職員の再就職者が在籍する団体に対して現地調査等を実施する場合には、関係通知等に基づき、適切な体制で実施します。</p>
<p>《監査結果》 【委託により取得した物件についての事務手続が不適切なもの】 委託業務により取得した物件については、速やかに、道に通知しなければならないが、受託者の規程では消耗品に該当する物件のため、道に通知していなかった。 《改善意見》 契約内容について、消耗品の定義を明らかにし、適切な指導を行うこと。</p>	<p>委託契約の締結に当たっては、消耗品の定義を明確にするとともに、適切な指導を行います。</p>
<p>(2) ナースセンター運営事業【保健福祉部】 《監査結果》 【委託業務処理要領の内容が不明確なもの】 業務を委託しようとするときは、契約書及び委託業務処理要領において、具体的な業務処理の方法を明らかにする必要があるが、業務内容や、講習会・運営委員会・相談事業等に係る開催回数及び場所などの記載が、不明確であった。 《改善意見》 業務の委託に当たっては、契約書及び委託業務処理要領に、具体的な業務処理の方法等を明記すること。</p>	<p>業務委託に当たっては、契約書及び委託業務処理要領に、具体的な業務処理の方法等を明記しました。</p>
<p>(3) 地域医療支援センター運営事業【保健福祉部】 《監査結果》 【委託業務の内容について検討を要するもの】 委託料の積算において、道が決定した自治体病院等の公的医療機関への医師派遣に係る欠員補充見合い分の人件費（医師）として3,200万円（@800万円×4人分）計上しているが、委託業務処理要領には、積算にはない業務（派遣医師への技術的助言・休暇取得時等の代診、医師不足地域への診療支援等）も含まれている。</p>	

<p>これは、大学側の厚意によるもの又は委託にかかわりなく大学が独自の判断で従来より実施してきた業務であることなどを考慮し、委託業務の内容としての是非を十分検討する必要がある。</p> <p>《改善意見》 地域医療支援センター運營業務に関する委託業務の実施において、業務内容を十分に検討すること。</p>	<p>委託契約に当たっては、委託業務内容の是非を十分に検討して実施することとしました。</p>
<p>《監査結果》 【額の確定において、検査方法等の改善が必要なもの】 実績報告書等の書類のみでは、細部にわたる事実確認や支出等の判断を行うことができないにもかかわらず、現地調査等を行っていないものがあった。</p> <p>《改善意見》 額の確定に当たっては、業務委託事務取扱要綱10及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討すること。</p>	<p>委託料の額の確定に当たっては、現地調査の活用又は、履行確認の効率化を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) エイズ患者／HIV感染者・家族支援調査研究事業【保健福祉部】 《監査結果》 【実績報告書等の提出が遅延しているもの】 委託契約書において、「委託業務を完了したときは速やかに当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書及び収支精算書を提出しなければならない。」とされているが、これらの提出が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業完了日 平成22年3月31日 ・実績報告書受理年月日 平成22年5月11日 <p>《改善意見》 受託者に対して、当該委託業務が完了したときは、速やかに、実績報告書及び収支精算書を提出するよう指導する必要がある。</p>	<p>受託者に対して、当該委託業務が完了したときは、速やかに実績報告書及び収支精算書を提出するよう指導しました。</p>
<p>《監査結果》 【額の確定において、検査方法等の改善が必要なもの】 実績報告書等の書類のみでは、細部にわたる事実確認や支出等の判断を行うことができないにもかかわらず、現地調査等を行っていなかった。</p> <p>《改善意見》 額の確定に当たっては、業務委託事務取扱要綱10及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討すること。</p>	<p>委託料の額の確定に当たっては、現地調査の活用又は、履行確認の効率化を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(5) 北海道福祉人材センター運營業業【保健福祉部】 《監査結果》 【再委託契約の承諾に係る事務手続が不適切なもの】 委託契約において、再委託等の禁止条項はあるが、書面による承諾を得た場合は、この限りではないと規定している。当該委託契約では受託者から再委託の承認申請が提出され、その申請書に記載された理由をもって再委託を認めていた。</p> <p>《改善意見》 再委託を承認する場合、承認申請書のほか、再委託先との契約書（案）や事業内容を示した書面を徴するなど、事業実施要領に沿った再委託であるか、確認すること。</p>	<p>再委託の承認に当たっては、再委託内容がわかる関係書類を徴すること等により、事業実施要領に沿った再委託であるか確認することとしました。</p>
<p>《監査結果》 【再委託先の委託料に係る執行状況の確認を行っていない</p>	

<p>もの】 委託料の確定に当たっては、提出された実績報告書により現地調査を実施の上、適正の可否判断を行っているが、再委託先に要した委託金額についての確認が明確でなかった。 《改善意見》 委託料については実支出額をもって委託料の額としていることから、再委託先における実支出額についても、再委託先から受託者に提出された実績報告等により確認すること。</p>	<p>委託料の額の確定に当たっては、再委託先から提出された実績報告等により、再委託先における委託料の執行状況について確認することとしました。</p>
<p>《監査結果》 【現地調査等の体制が不十分なもの】 委託料の額の確定に当たり、道職員の再就職者が在籍する団体に対して現地調査等を実施する場合には主査以上の職位の者を含む複数名で実施する必要があるが、体制が不十分なまま実施していた。 《改善意見》 現地調査等を実施する場合には、「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日局総第704号）」等に基づき、適切な体制で実施すること。</p>	<p>委託料の額の確定に当たり、道職員の再就職者が在籍する団体に対して現地調査等を実施する場合には、関係通知等に基づき、適切な体制で実施します。</p>
<p>(6) 介護知識・技術等普及促進事業【保健福祉部】 《監査結果》 【現地調査等における体制が不十分なもの】 委託料の額の確定に当たり、道職員の再就職者が在籍する団体に対して現地調査等を実施する場合には主査以上の職位の者を含む複数名で実施する必要があるが、体制が不十分なまま実施していた。 《改善意見》 現地調査等を実施する場合には、「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日局総第704号）」等に基づき、適切な体制で実施すること。</p>	<p>委託料の額の確定に当たり、道職員の再就職者が在籍する団体に対して現地調査等を実施する場合には、関係通知等に基づき、適切な体制で実施します。</p>
<p>(7) 北海道高齢者総合相談・虐待防止センター運営事業【保健福祉部】 《監査結果》 【流用の手続が不適切なもの】 委託契約において、委託契約書別表に掲げる委託料の費目間の10%を超える流用を行う場合、あらかじめ書面により道に申請し承認を得なければならないが、一部の経費についてこれを行っていなかった。 《改善意見》 委託契約書別表に掲げる費目間の10%を超える流用を行う場合、契約書に基づき事前に道に対し申請し、承認を得よう受託者に対し適切に指導すること。</p>	<p>費目間の流用を行う場合に当たっては、受託者に対し、契約書に基づき事前に道に対し申請し、承認を得よう適切に指導しました。</p>
<p>《監査結果》 【現地調査等に係る記載が不適切なもの】 額の確定において、現地調査等を実施した場合は、決定書に調査実施年月日、調査員名、主な調査書類名及び調査の結果を記載しなければならないが、調査員2名で実施していたにもかかわらず、1名分しか記載せず、調査書類名、調査結果も記載していなかった。 《改善意見》 現地調査等を実施した場合は、法令等に基づき、額の確定に係る決定書に適切に調査の結果等を記載すること。</p>	<p>今後、委託料の額の確定において、現地調査等を実施した場合には、法令等に基づき、額の確定に係る決定書に適切に調査の結果等を記載することとします。</p>

<p>(8) 北海道発達障害者支援センター運営事業【保健福祉部】 《監査結果》 【現地調査等に係る記載が不適切なもの】 額の確定において、現地調査等を実施した場合は、決定書に調査実施年月日、調査員名、主な調査書類名及び調査の結果を記載しなければならないが、調査書類名等について記載していなかった。 《改善意見》 現地調査等を実施した場合は、法令等に基づき、額の確定に係る決定書に適切に調査の結果等を記載すること。</p>	<p>今後、委託料の額の確定において、現地調査等を実施した場合には、法令等に基づき、額の確定に係る決定書に適切に調査の結果等を記載することとします。</p>
<p>(9) 精神障がい者地域生活支援事業(地域移行研修事業)【保健福祉部】 《監査結果》 【契約内容の改善が必要なもの】 委託料の費目名について、委託契約書においては、人件費、管理費及び活動費であるが、委託業務処理要領においては人件費、事業費及び事務費となっており、不整合となっていた。 《改善意見》 契約書及び委託業務処理要領において、費目を統一すること。</p>	<p>委託料の費目名においては、契約書及び委託業務処理要領の記載を統一しました。</p>
<p>《監査結果》 【流用の手続が不適切なもの】 委託料の使用に当たっては、委託業務処理要領に掲げる委託料の費目の区分に応じて使用しなければならないが、あらかじめ書面により申請し、その承認を得た場合は費目間の流用を可能としているが、受託者はその手続を認識していなかったため、手続が事後となっていた。 《改善意見》 事業及び契約内容について説明し、費目間流用などの手続について、適切に行われるよう指導すること。</p>	<p>受託者に対し、事業及び契約内容について説明を行うとともに、費目間流用の手続などについて、契約の定めにより適切に行われるよう指導しました。</p>
<p>(10) ひきこもり対策推進事業委託業務【保健福祉部】 《監査結果》 【契約内容の改善が必要なもの】 受託者が変更となった場合において、ひきこもり状態にある本人や家族への支援について、契約書に前受託者から現受託者への引継ぎ義務が明記されていなかった。 《改善意見》 受託者が変更となった場合、契約書に前受託者から現受託者への引継ぎに関する条項を盛り込むことを検討すること。</p>	<p>受託者が変更となった場合において、前受託者から現受託者への引継ぎ義務に関する事項を、契約書に明記しました。</p>
<p>《監査結果》 【流用の手続が不適切なもの】 委託料の使用にあたっては、委託業務処理要領に掲げる委託料の費目の区分に応じて使用しなければならないが、あらかじめ書面により申請し、その承認を得た場合は費目間の流用を可能としているが、受託者はその手続を認識していなかったため、手続が事後となっていた。 《改善意見》 事業及び契約内容について説明し、費目間流用などの手続について、適切に行われるよう指導すること。</p>	<p>受託者に対し、事業及び契約内容について説明を行うとともに、費目間流用の手続などについて、契約の定めにより適切に行われるよう指導しました。</p>

<p>(11) 児童家庭支援センター運営事業【保健福祉部】</p> <p>《監査結果》</p> <p>【委託契約書に供与物品の条項が明示されていないもの】</p> <p>供与物品がある場合においては、委託契約書に供与物品名等を明示しなければならないが、この条項が欠落しているものがあった。</p> <p>《改善意見》</p> <p>業務委託において、供与物品がある場合には、当該契約書において、供与する物品の指定、供与物品の善管注意義務、契約解除に伴う物品の返還等について明示すること。</p>	<p>供与物品がある場合には、当該契約書において供与する物品の指定、供与物品の善管注意義務、契約解除に伴う物品の返還等について明示することとしました。</p>
<p>《監査結果》</p> <p>【再委託に係る承諾を受けていないもの】</p> <p>委託業務の一部の処理を第三者に再委託する場合は、道の承諾を受けなければならないが、これを行っていないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託業務 警備業務 ・再委託額 120,000円 <p>《改善意見》</p> <p>再委託契約に当たっては、承認申請を行うよう受託者に対し十分な指導を行うこと。</p>	<p>受託者に対し、再委託をする場合は、承認申請を行うなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>《監査結果》</p> <p>【職員の配置が不適切なもの】</p> <p>児童家庭支援センター運営事業実施要領においては、心理学的側面からの援助を行う心理療法等を担当する職員として非常勤1名を配置することとしているが、6月、9月から1月までの6箇月間不在となっており、また、相談・支援を担当する職員は、常勤1名及び非常勤1名を配置することとしているが、常勤3名を配置し、その人件費を委託経費として認めているものがあった。</p> <p>《改善意見》</p> <p>事業実施要領と実績報告書の内容とを精査し、事業実施要領に記載した成果内容となっているか、十分な検証をすること。</p>	<p>事業実施要領における職員配置の規定については、委託業務に即した内容となるよう見直しを行いました。</p>
<p>《監査結果》</p> <p>【収支精算書と総勘定元帳とが異なっているもの】</p> <p>業務委託の額の確定について、受託者から帳簿等を提出させていたが、十分な精査を行わなかったことから、収支精算書と受託者の総勘定元帳との執行額に相違が生じているものがあった。</p> <p>《改善意見》</p> <p>額の確定をするに当たり、受託者の執行した内容について、十分に精査を行うようにすること。</p>	<p>額の確定に当たっては、収支精算書や総勘定元帳などにより、受託者の執行した内容について十分に精査を行うこととしました。</p>
<p>《監査結果》</p> <p>【額の確定において、検査方法等の改善が必要なもの】</p> <p>実績報告書等の書類のみでは、細部にわたる事実確認や支出等の判断を行うことができないにもかかわらず、現地調査等を行っていないものがあった。</p> <p>《改善意見》</p> <p>額の確定に当たっては、業務委託事務取扱要綱10及び「補助事業等及び委託事務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討すること。</p>	<p>委託料の額の確定に当たっては、現地調査の活用又は、履行確認の効率化を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(12) 母子家庭等就業・自立支援センター事業委託業務【保</p>	

<p>健福祉部】 《監査結果》 【委託先の選定手続が不適切なもの】 委託先の選考基準の一つに「平日夜間や土日祝日にも相談に応じられる体制を有していること。」を挙げ、該当する業者が当該第3次保健医療福祉圏では受託者のみであるとしているが、実際には平日夜間等に職員は施設に出勤せず、着信電話を転送させ、翌営業日に施設において対応しているものがあった。 また、就労相談等に対応できる職員を2名以上確保していることも選考基準であるが、実際には、契約締結時には受託者の職員としては雇用しておらず、契約後に委託料により職員として雇用しているものがあった。 《改善意見》 委託先の選定に当たっては、競争性が損なわれることのないよう、条件等を十分に検討すること。</p>	<p>委託先の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を決定し、適正な事務処理を行うこととしました。</p>
<p>《監査結果》 【額の確定において、検査方法等の改善が必要なもの】 実績報告書等の書類のみでは、細部にわたる事実確認や支出等の判断を行うことができないにもかかわらず、現地調査等を行っていないものがあった。 《改善意見》 額の確定に当たっては、業務委託事務取扱要綱10及び「補助事業等及び委託事務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討すること。</p>	<p>委託料の額の確定に当たっては、現地調査の活用又は、履行確認の効率化を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《監査結果》 【委託業務に伴う取得物件の処理が不適切なもの】 委託業務の契約において、委託業務の処理に伴い生じた物件があるときは、委託契約書により当該委託業務の完了後、直ちに道に移転することとされているが、電話機、ファクシミリ、事務用椅子など多くの取得物件があるにもかかわらず、これを行わせていないものがあった。 《改善意見》 委託業務に伴い生じた物件については、業務完了後、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>委託業務に伴い生じた物件については、取得物品等の確認を行うとともに、取得物品の届け出を指導し、道の供与物品として適切な管理に努めます。</p>
<p>《監査結果》 【関係機関との連携が不十分なもの】 中核市等に所在する受託者が、日常的な活動範囲を超えて、第3次保健医療福祉圏において広域的に企業訪問などを行い、母子等の雇用創出につなげるものであるが、各（総合）振興局等関係機関との連携が十分図られていないことなどから、事業実施が円滑に行われていないものがあった。 《改善意見》 委託業務の実施に当たっては、各（総合）振興局等の関係機関との連携を十分に図ること。</p>	<p>委託業務の実施に当たっては、関係機関をはじめ、各（総合）振興局母子福祉主管課に対して、事業実施に向けた協力依頼等の徹底を図るとともに、地域の労働行政の主管課へも協力依頼等を行い、事業の円滑な実施に努めます。</p>
<p>(13) 北海道さっぽろ観光案内所管理運営業務【経済部】 《監査結果》 【受託者の労務管理に関する規程が不明確なもの】 受託者は、2団体の経営主体で構成されているが、この構成機関内における労務管理に関する規程が整備されてい</p>	

<p>いため、人件費の精算額が明確でなかった。</p> <p>《改善意見》 受託者に対し労務管理に係る事務処理規程を整備するよう指導を行うこと。</p>	<p>受託者に対し、労務管理に係る事務処理規程を整備するよう指導しました。</p>
<p>(14) 北海道立工業技術センター運營業務【経済部】</p> <p>《監査結果》 【概算払が不適切なもの】 資金収支計画書の確認が不十分なまま、毎月概算払を行っていたことから遊休資金が生じ、額の確定により758万8,908円の返納が生じていた。</p> <p>《改善意見》 委託料の概算払は、当該事業の遂行状況及び資金収支計画書による資金計画を勘案し、適期に支払うこと。</p>	<p>委託料の概算払については、当該事業の遂行状況等を勘案し、その時期・必要額を十分に検討の上、支払うこととしました。</p>
<p>(15) 北東北三県・北海道ソウル事務所管理運營業務【経済部】</p> <p>《監査結果》 【概算払が不適切なもの】 資金収支計画書に基づき毎月概算払を行っていたが、事業経費の節減や事業実施時期の変更などがあつたにもかかわらず、適期に概算払を行わなかったことから、4月、7月、10月末において、収支差金がそれぞれ100万円程度となっていた。</p> <p>《改善意見》 委託料の概算払は、当該事業の遂行状況を勘案し、その時期・必要額を十分に検討すること。</p>	<p>委託料の概算払については、当該事業の遂行状況等を勘案し、その時期・必要額を十分に検討の上、支払うこととしました。</p>
<p>(16) 北海道競馬の実施に関する業務委託【農政部】</p> <p>《監査結果》 【概算払が不適切なもの】 受託者から提出された資金計画書に基づき、毎月概算払を行っていたが、平成21年5月から8月までの期間の月末において、3億円程度の遊休資金を生じていた。</p> <p>《改善意見》 委託料に係る概算払の申請を受理するに当たっては、資金の必要性等を十分確認するとともに、資金計画に変更が生じた場合は、速やかに報告させ、適期に支払うこと。</p>	<p>委託料に係る概算払の申請を受理するに当たっては、資金の必要性等を十分確認するとともに、資金計画に変更が生じた場合は、速やかに報告させ、適期に支払うこととしました。</p>
<p>(17) 主要農作物原原種ほ経営に関する委託業務【農政部】</p> <p>《監査結果》 【委託料の積算額が実態を十分反映していないもの】 事業開始当初から種子生産活動に要する諸経費の積算において、原原種生産の特殊性を十分に考慮せず、一般農業者の生産コストを基準にしてきたことから、実態が十分に反映されないものとなっていた。</p> <p>《改善意見》 当該委託料の積算額の見直しについて、検討すること。</p>	<p>当該委託料においては、積算根拠及び積算額について見直しを行いました。</p>
<p>(18) 空知中核工業団地関連美唄住宅団地用地管理業務【建設部】</p> <p>《監査結果》 【現地調査等の体制が不十分なもの】 委託料の額の確定に当たり、道職員の再就職者が在籍する団体に対して現地調査等を実施する場合には主査以上の職位の者を含む複数名で実施する必要があるが、体制が不十分なまま実施していた。</p> <p>《改善意見》</p>	

<p>現地調査等を実施する場合には、「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日局総第704号）」等に基づき、適切な体制で実施すること。</p>	<p>委託料の額の確定に当たり、道職員の再就職者が在籍する団体に対して現地調査等を実施する場合には、関係通知等に基づき、適切な体制で実施します。</p>
<p>(19) 経営規模等評価申請等受付業務【建設部】 《監査結果》 【額の確定において、審査方法等の改善が必要なもの】 委託料の額の確定において、提出を受けた実績報告書等の書類のみでは、支出等の適否の判断や履行の確認を行うことができなかった。 《改善意見》 額の確定に当たっては、業務委託事務取扱要綱10及び「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日局総第704号）」により、現地調査等の活用を図ること、又は効率的な履行確認の方法等について検討すること。</p>	<p>額の確定に当たっては、支出等の適否の判断や履行の確認を行うため、現地調査を行うこととしました。</p>
<p>(20) 道営清水沢発電所等発電施設管理業務【企業局】 《監査結果》 【概算払が不適切なもの】 概算払について、毎月定額の委託料を必要とする委託業務であるにもかかわらず、特段の理由もなく、4月、10月、3月に概算払を行っていた。 《改善意見》 概算払に当たっては、年間資金計画書を勘案し適期に支払うよう改善すること。</p>	<p>従来の概算払（第1回6ヶ月分、第2回5ヶ月分、第3回1ヶ月分）を、四半期毎の支払に変更するとともに、概算払額については、資金滞留が生じないよう委託料の残額を精査の上、適正に決定することとしました。</p>
<p>《監査結果》 【臨時職員の業務について検討が必要なもの】 短期雇用である臨時職員は、支出事務や帳簿管理等などの財務管理をはじめ、法人の業務を全般的に担当しており、当該臨時職員が退職した場合、法人の業務執行に支障が出るおそれがある。 《改善意見》 受託者の運営が継続的、円滑に遂行されるよう、業務の執行体制について検討する必要がある。</p>	<p>委託業務の運営が適切に継続的、円滑に遂行されるよう、職員体制及び業務執行について協議した結果、平成24年度から、経理業務等を担う職員が新たに採用され、業務の執行体制が整備されました。</p>
<p>《監査結果》 【供与備品の取扱いが不適切なもの】 道は、受託者が業務を処理するために必要な備品を供与することとなっているが、備品の定義が明確となっておらず、供与備品の管理についても購入や廃棄の経過が把握できていなかった。 《改善意見》 供与備品の定義を明確にするとともに、供与備品の更新・処分経過が明確となるよう台帳等を整理すること。</p>	<p>供与備品の定義を明らかにした上で、「固定資産台帳」及び「準備品台帳」により更新・処分などの経過についてもわかるよう資料を整理しました。</p>

【教育委員会】

改善を要する事項	左に対する措置
<p>－補助事業－</p> <p>(41) 国民体育大会冬季大会開催費 《監査結果》 【補助金の交付事務が不適切なもの】 補助金の変更交付申請があったときは、当該申請の内容を調査し、補助金を変更交付すべきものと認めるとき、変更交付決定をしなければならないが、額の確定により平成22年3月31日付で追加交付決定した額以上の1,948万3,136円の返還金が生じていた。 《改善意見》 補助金の変更交付決定に当たり、変更交付申請の内容を十分調査し、適切な変更交付を行うこと。</p>	<p>補助金の変更交付決定に当たっては、変更交付申請の内容を十分調査し、適切な事務処理に努めます。</p>
<p>《監査結果》 【概算払が不適切なもの】 補助金の概算払は、資金収支計画を勘案し適期に支払うこととされているが、補助対象経費が減少することとなっていたにもかかわらず、不要な概算払を行っていたことから、各月末において、600万円程度から1億円を超える遊休資金が生じていた。 《改善意見》 補助金の概算払は、当該事業の遂行状況及び資金収支計画書による資金計画を勘案し、適期に支払うこと。</p>	<p>補助金の概算払に当たっては、当該事業の遂行状況等を勘案し、その必要性等を十分検討した上で支払うよう努めます。</p>
<p>(42) 芸術文化事業（芸術文化活動費補助金） 《監査結果》 【補助金の使途区分が不明確なもの】 事業人件費及び公演費を補助対象経費としているが、事業精算書において、補助金がそれぞれにいくら充当されているか記載がなかった。 《改善意見》 事業費補助であることから事業精算書において、事業人件費及び公演費に補助金がいくら充当されているか記載させた上で、審査及び額の確定を行うこと。</p>	<p>補助事業者に対し、事業精算書において、事業人件費及び公演費に補助金がいくら充当されているか記載させることとし、これを精査した上で額の確定を行うこととしました。</p>